

西光苑訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人光仁会が開設する「西光苑訪問介護事業所」（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員養成研修の修了者（以下「訪問介護員」という。）が要介護状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定訪問介護（以下「訪問介護」という。）を提供する事を目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事ができるよう、入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 西光苑訪問介護事業所
- (2) 所在地 佐賀県伊万里市山代町峰 6522 番地 4

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 介護福祉士 1名

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも訪問介護等の提供に当たるものとする。

- (2) サービス提供責任者 介護福祉士 1名以上

サービス提供責任者は事業所に対する指定訪問介護の利用申し込みに係る調整、訪問介護等に対する技術指導及び訪問介護計画の作成等を行う。

- (3) 訪問介護員

介護福祉士
訪問介護員（1級課程修了者）
訪問介護員（2級課程修了者）

常勤・非常勤含め 5名以上

訪問介護員は訪問介護等の提供に当たる。

- (4) 事務職員 1名（兼務職員）

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日は、月曜日から日曜日までとする。
ただし、8月15日及び12月31日午後から1月3日までを除く。
- (2) 通常の営業時間は午前7時より午後9時迄とし、深夜の巡回はその限りではない。
- (3) 電話により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護等の内容及び利用料等)

第6条 訪問介護等の内容は次の通りとし、訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護等が法定代理受領サービスである場合は、利用者それぞれの負担割合に応じて、利用料の1割又は2割若しくは3割の額とする。

ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合等は、超えた額等の全額を自己負担いただくものとする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助
- (3) 通院等乗降介助

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は佐賀県伊万里市、佐賀県西松浦郡有田町、長崎県松浦市の区域とする。

(緊急時等の対応)

第8条 訪問介護員は訪問介護の提供中に、利用者の病状に急変、その他緊事態が生じた場合は、速やかに主治医、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第9条 訪問介護員は訪問介護の提供中に事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業者、市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理等)

第10条 西光苑訪問介護事業者（以下「事業者」という。）は、提供した訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するものとする。

- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業者は、介護保険法に基づく市町村又は国民健康保険団体連合会が行う調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は必要な改善を行い、求められた場合は報告を行う。

(衛生管理等)

第11条 事業者は、訪問介護員等の清潔保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、6月に1回以上開催し、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(虐待に関すること)

第12条 事業者は、利用者的人権の擁護及び虐待の防止のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するため、虐待防止の担当者を置く。
- 2 訪問介護員は、利用者に対し一切の虐待行為を行わないものとする。
 - 3 事業者は、訪問介護の提供中に、家族等により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント対策)

第14条 事業者は、適切な訪問介護の提供を確保する観点から、職場（利用者及びその家族等を含む。）において行われる性的な言動等又は優越的な関係を背景とした言動等であって、業務上 必要かつ相当な範囲を超えたものにより、訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための指針を整備し、ハラスメントの防止に取り組むものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 訪問介護事業者は訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 繼続研修 月1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者がなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人光仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(第三者による評価)

第16条 事業所は、できる限り第三者による評価を行うものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月1日より施行する。